

○美咲町行政財産使用料条例施行規則

平成29年12月15日

規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除き、美咲町行政財産使用料条例（平成29年美咲町条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(評価額)

第2条 条例第2条に規定する評価額は、美咲町財務規則（平成19年美咲町規則第43号）第168条に規定する公有財産台帳価額によるものとする。

(納付の方法)

第3条 条例第3条に規定する使用料の納付方法は、美咲町財務規則（平成19年美咲町規則第43号）の定めるところによる。

(使用料の還付)

第4条 使用料を還付するときは、既納の使用料から使用期間に対応する使用料を控除した額を還付する。

(使用料等の減免手続)

第5条 使用者が、条例第9条の規定により使用料及び加算金（以下「使用料等」という。）の減免を受けようとするときは、行政財産使用料等減額・免除申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定し、その申請をした者に対して行政財産使用料等減額・免除決定（却下）通知書（様式第2号）により通知しなければならない。この場合において、却下の決定をするときは、その理由を明記しなければならない。

(減免の基準)

第6条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 条例第9条第1号、第2号又は第4号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用（町長が別に定めるものを除く。）については使用料を免除することができる。

(2) 条例第9条第3号に該当する場合の使用については、使用料を免除することができる。

(3) 条例第6条第1号、第2号又は第4号に該当する場合のうち、第1号に規定する使用以外の使用にかかる使用料については、町長が別に定めるところにより減額することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第15号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

行政財産使用料等減額・免除申請書

年 月 日

（あて先）
美咲町長 様

申請者 住 所

氏 名 _____
電話番号 _____

美咲町行政財産使用料条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用する 行政財産	種 別	<input type="checkbox"/> 土 地（名称 _____）
		<input type="checkbox"/> 建 物（名称 _____）
		<input type="checkbox"/> その他（名称 _____）
	所在地	美咲町
使 用 数 量	_____ m ² ・本	
使 用 期 間	_____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで	
申 請 内 容	<input type="checkbox"/> 減額（ <input type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 加算金）	
	<input type="checkbox"/> 免除（ <input type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 加算金）	
減額又は免除を受けようとする理由	<input type="checkbox"/> 国、地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用するため。	
	<input type="checkbox"/> 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業に使用するため。	
	<input type="checkbox"/> 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するため。	
	<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	

様式第2号(第5条関係)

美咲町指令第 号
年 月 日

様

美咲町長

行政財産使用料等減額・免除決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用料等の減額・免除については、減額・免除(却下)の決定をいたしましたので通知します。

- 1 使用者の住所及び氏名
- 2 使用する財産
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
 - (3) 数量
- 3 使用の目的
- 4 使用する期間
- 5 決定の内容(却下の理由)

(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日(上記1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、美咲町(訴訟代表者 美咲町長)を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(事務担当の表示)

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)